

諸報告資料

(令和7年門真市教育委員会第1回定例会)

門真市教育委員会

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和6年12月23日
文部科学省
令和6年12月27日一部訂正

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和7年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及

び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあつては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。

(イ) 児童質問調査の調査実施日は、令和7年4月18日金曜日から同年4月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和7年4月14日月曜日から同年4月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ 集計対象

文部科学省が5. の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和7年4月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年4月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

(2) 後日実施等

ア 教科に関する調査

(ア) 教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和7年4月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和7年4月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(イ) CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ 児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

(3) 学校質問調査

令和7年4月1日火曜日から同年4月17日木曜日までの間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

(5) 調査問題等の公表

文部科学省は、令和7年4月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(中学校理科については、非公開とする問題を除く。)

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和7年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒
- (ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合
- ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果
 - (ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
 - (イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析
- エ その他調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

- ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)アからウまでで示した結果。ただし、(イ)から(エ)までの区分で公表する内容については、別に定める。
 - (ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
 - (イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

- ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(ウ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ① 又は② に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ) に基づき公表することは可能であること。
 - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ) に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ) に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の① から⑥ までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
 - ③ (ア) ① 又は (イ) ② に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は (ア) ② において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
 また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
 なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
 - ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護等

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

令和7年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

主な実施予定日

- ・ 教科に関する調査（中学校理科以外） : 令和7年4月17日（木）（調査基準日）
- ・ 生徒質問調査、中学校理科 : 令和7年4月14日（月）～17日（木）
- ・ 後日実施の期間 : 令和7年4月18日（金）～30日（水）

1. 小学校

◎調査基準日（4月17日）

1時限目	休憩	2時限目	休憩	3時限目
国語 (45分)		算数 (45分)		理科 (45分)

◎児童質問調査の実施日（4月18日～30日のうち事前に学校ごとに調整された1日）

任意の1時限	
準備 (15分程度)	児童質問調査 (20分程度)

※ 学校外（自宅等）での実施も可

2. 中学校

A. 4月14日～16日に生徒質問調査・理科を実施する学校

◎生徒質問調査・理科の実施日

（4月14日～16日のうち事前に学校ごとに調整された1日の午前又は午後）

●時限目		休憩	●時限目
準備 *1 (15分程度)	生徒質問調査 +GBT練習 (25分程度)	休憩 *2 (10分程度)	理科 (50分)

*1 準備の時間を使用して、端末の立ち上げ、ログイン、画面の調整などを行うことを想定。

*2 必要に応じて、休憩の時間を使用して、画面の調整などを行うことを想定。

※ 質問調査プログラムにGBTの操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※ 学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、以下のように実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

	1時限目			休憩	2時限目		休憩	3時限目		休憩	4時限目
1組	準備	質問調査等	休憩	準備	理科						
2組						休憩	準備	質問調査等	休憩	準備	理科

◎調査基準日（4月17日）

1時限目	休憩	2時限目
国語 (50分)		数学 (50分)

B. 4月17日（調査基準日）に全ての調査を実施する学校

◎調査基準日（4月17日）

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問調査 +CBT練習	理科 (50分)

又は

1時限目	2時限目	・・・	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	・・・	生徒質問調査 +CBT練習	理科 (50分)

- ※ 質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。
- ※ 学年全体で上記の時間割で実施することが困難な場合は、極力Aの日程（14日～16日）で調査を実施すること。

C. 4月18日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A又はBの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、理科、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかったものを4月18日以降に調査を行うことができる。このうち、CBTで行う理科と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

（国語、数学）

日程	A・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（理科）

日程	A（4月14～16日）・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

※ 生徒質問調査は理科と同じ日に実施。C日程の場合は学校外（自宅等）での実施も可

調査の実施に関するスケジュール (予定)

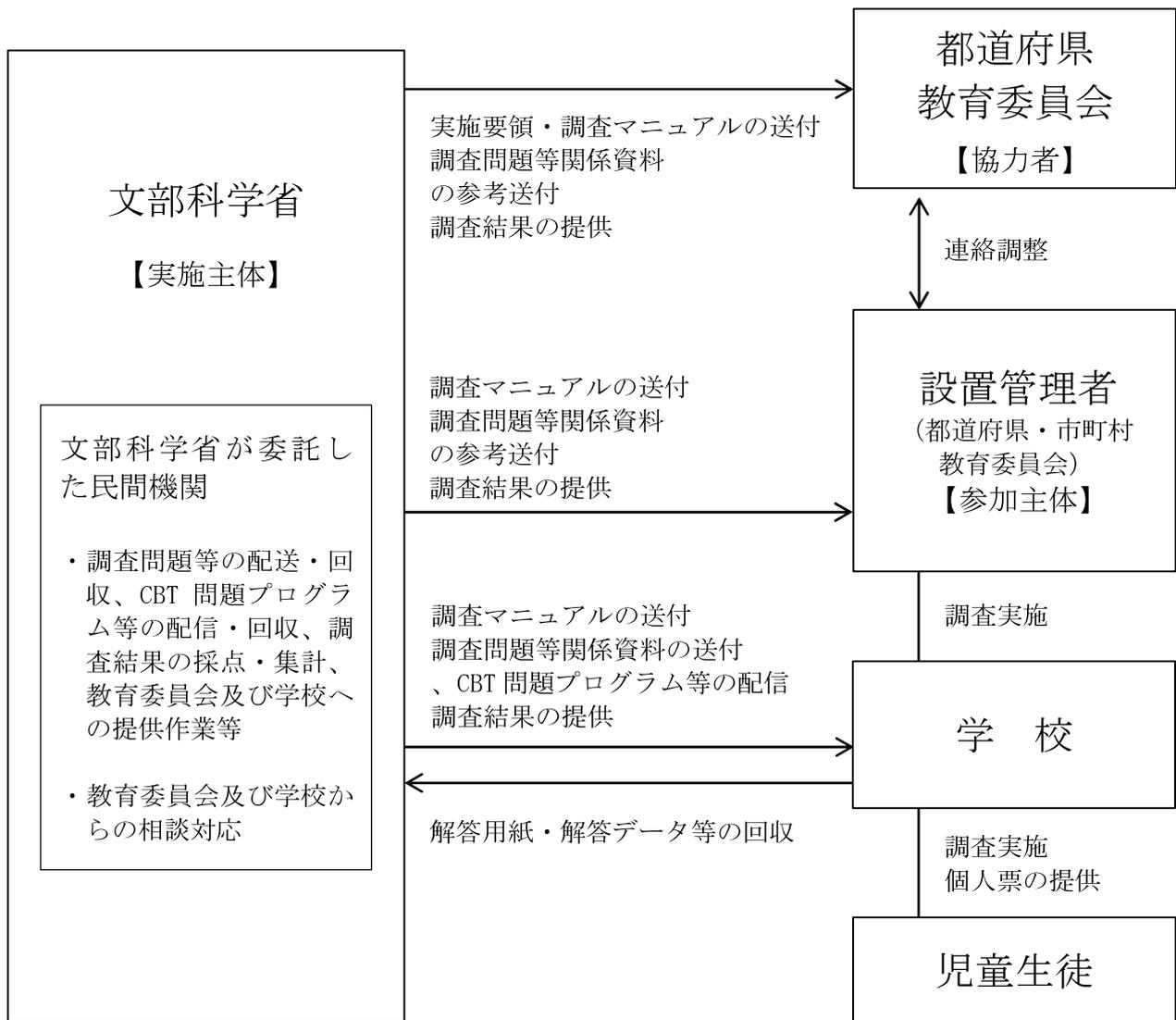
	文部科学省等 (* 1)	都道府県等 (* 2)	設置管理者	学校
R6年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	
R7年 3月頃	調査マニュアル の作成・配布	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
<p>・教科に関する調査 (中学校理科以外) 令和7年4月17日 (木) (調査基準日)</p> <p>・教科に関する調査 (中学校理科)、生徒質問調査 令和7年4月14日 (月) ~ 17日 (木) のいずれか1日で実施</p>				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

* 1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

* 2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

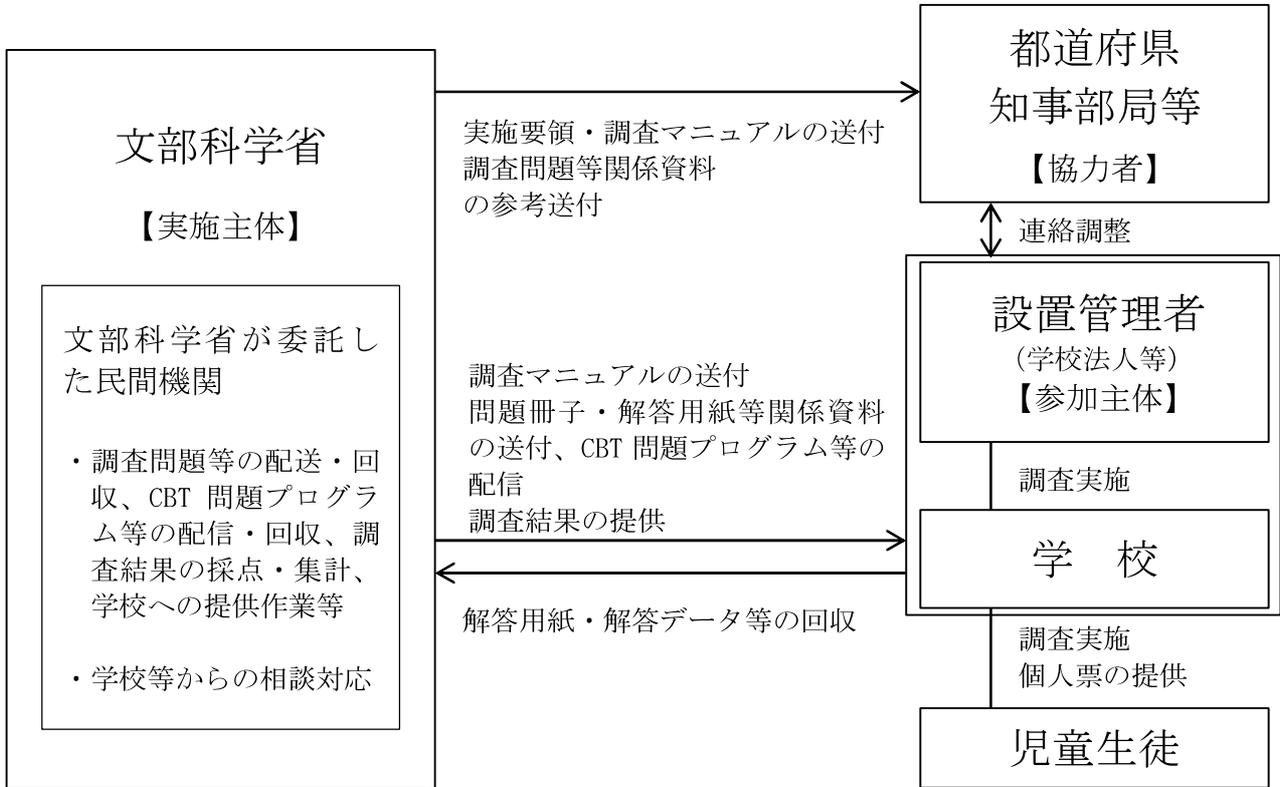
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



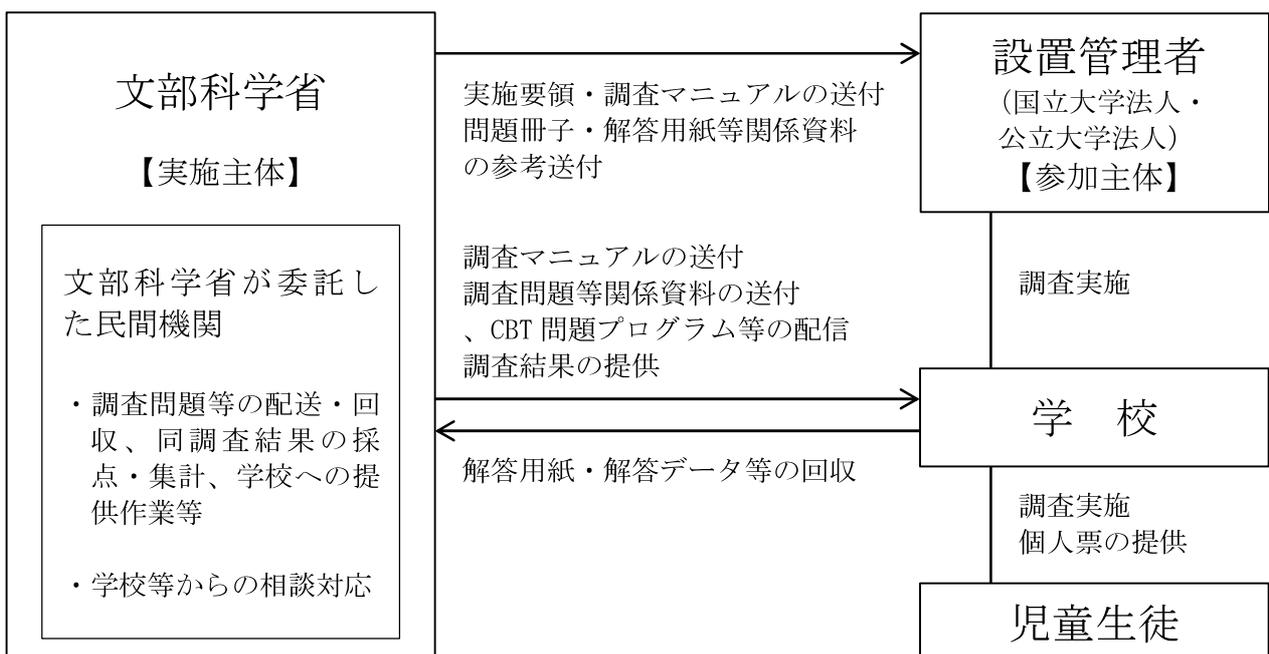
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



「令和7年門真市二十歳のつどい」の結果について

開催日時：令和7年1月13日（祝）

午前10時30分～午前11時15分

場 所：門真市民文化会館ルミエールホール 大ホール

対象人数：平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの門真市民
1,148人（前年度1,169人）

参加者：757人（前年度773人）

参加率：65.9%（前年度66.1%）

主 催：門真市、門真市教育委員会、門真市二十歳のつどい実行委員会

協 力：門真市青少年指導員

次 第：第1部 開式

国歌斉唱

式辞 門真市長

祝辞 門真市議会議長、大阪府議会議員

祝電披露

門出の言葉（実行委員会代表）

第2部 門真市二十歳のつどい実行委員会企画

アーティスト出演

協賛企業： 10 計23万円（前年度23万円）

記念品：レザー調ミニポーチ

門真市部活動地域移行応援企業等登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市立中学校の部活動地域移行において、保護者等の費用負担の軽減等により、持続可能なスポーツ・文化活動の機会を確保するため、部活動地域移行を実施する門真市立中学校、地域クラブ活動団体等に対し、運営支援を行う企業その他スポーツ・文化関係団体等（国及び地方公共団体を除く。）（以下「企業等」という。）を部活動地域移行を応援する企業等（以下「応援企業等」という。）として登録する門真市部活動地域移行応援企業等登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 応援企業等は、次に掲げる支援を行い、かつ、国内に本社又は事業所を置く企業等とする。

- (1) 指導者の派遣
- (2) 財政的な支援
- (3) 用具等の提供
- (4) 施設の優先使用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める支援

(登録の申請)

第3条 応援企業等の登録を受けようとする企業等は、門真市部活動地域移行応援企業等登録申請書（様式第1号）を門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、応援企業等として登録し、当該応援企業等に対し門真市部活動地域移行応援企業等登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録の有効期間の満了後、引き続き登録を希望する場合は、その旨を教育委員会に申し出ることにより、前条の規定による申請手続を省略し、登録証を交付することができる。

(変更及び辞退の届出)

第5条 応援企業等は、次に掲げる事項に変更が生じたとき又は応援企業等の登録を辞退しようとするときは、門真市部活動地域移行応援企業等変更・辞退届出書（様式第3号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 企業等の名称
- (2) 企業等の所在地
- (3) 支援内容

(応援企業等との連携等)

第6条 応援企業等は、運営支援を行う部活動において使用する用品等に当該応援企業等の名称又はロゴマークを用いることにより広告等を行うことができる。

2 教育委員会は、次に掲げる措置により、応援企業等との連携に努めるものとする。

- (1) 部活動地域移行の支援に積極的に取り組む企業等として本市のホームページ、広報紙等による紹介
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める連携

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、応援企業等が法令に違反したときその他応援企業等として適当でないとき認めるときは、登録を取り消すことができる。

(登録証の返還)

第8条 応援企業等は、登録を辞退しようとするとき又は前条の規定により登録の取消しを受けたときは、登録証を速やかに教育委員会に返還しなければならない。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、門真市部活動地域移行応援企業等登録制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

門真市教育委員会 様

法人番号	
企業等の名称	
所在地	
代表者氏名	

門真市部活動地域移行応援企業等登録申請書

門真市部活動地域移行応援企業等の登録を受けたいので、門真市部活動地域移行応援企業等登録制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 支援内容（ご支援いただける欄に○を付けてください。）※複数選択可

	内容
	指導者の派遣
	部活動地域移行への財政的支援
	地域クラブ活動への用具等の提供
	地域クラブ活動への施設の優先使用
	その他（ ）

2 連絡先

所在地	〒
部署・役職・担当者名	
電話・FAX	
メールアドレス	

3 企業等の概要（公表はされません。）

業種（主として該当するものに○を付けてください。）	1 農業、林業 2 漁業 3 鉱業、採石業、砂利採取業 4 建設業 5 製造業 6 電気・ガス・熱供給・水道業 7 情報通信業 8 運輸業、郵便業 9 卸売業、小売業 10 金融業、保険業 11 不動産業、物品賃貸業 12 学術研究、専門・技術サービス業 13 宿泊業、飲食サービス業 14 生活関連サービス業、娯楽業 15 教育、学習支援業 16 医療、福祉 17 複合サービス事業 18 その他（ ）
事業内容	（事業内容について簡潔に記載してください。別添でも可）
ホームページアドレス	
常時雇用に関する労働者数	全体 人 府内労働者数（ ）人 ※ 本社が国外の場合、（ ）に人数を記入

※ 企業等の概要については、この申請に関する問合せ以外には使用しません。

門真市部活動地域移行応援企業等登録証

門真市部活動地域移行応援企業等に
登録します

企業等の名称

所在地

登録番号

登録年月日

門真市教育委員会 印

門真市教育委員会

部活動地域移行応援企業



私たちは部活動地域移行を応援しています

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

門真市教育委員会 様

企業等の名称

所在地

代表者氏名

電話番号

門真市部活動地域移行応援企業等変更・辞退届出書

（登録事項に変更があった・応援企業等の登録を辞退する）ため、門真市部活動地域移行応援企業等登録制度実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号

※ 登録番号は、登録証に記載の番号をご記入ください。

2 登録年月日

※ 登録年月日は、登録証に記載の年月日をご記入ください。

3 変更内容（変更の場合に限る。）

変更事項	変更前	変更後
名称		
所在地		
支援内容		

※ 変更のあった欄に記入してください。